

横浜市救急医療センター  
指定管理者公募要項

平成 26 年 9 月  
横浜市健康福祉局医療政策課

## 〈公募要項 目次〉

<b>1 指定管理者制度の趣旨</b>	1
<b>2 公募の概要</b>	1
(1) 対象施設	
(2) 指定期間	
(3) 指定管理者の公募及び選定	
(4) 問合せ先	
<b>3 指定管理者が行う業務</b>	1
<b>4 救急医療センターの概要</b>	2
(1) 施設の設置目的	
(2) 建物の概要	
(3) 経費等	
(4) リスク分担	
(5) 救急医療センターの目的外使用	
<b>5 業務実施上の留意事項</b>	5
(1) 関係法令等の遵守について	
(2) 業務の基準・評価について	
(3) その他	
<b>6 公募及び選定に関する事項</b>	8
(1) 公募スケジュール	
(2) 公募手続きについて	
(3) 審査・選定の手続きについて	
(4) 応募手続きについて	
(5) 応募条件等について	
<b>7 協定及び準備に関する事項</b>	16
(1) 協定の締結	
(2) 協定の主な内容	
(3) 準備業務	
(4) 指定候補者の変更	
(5) 指定取消及び管理業務の停止等	

## 〈別添資料〉

- 別添1 『横浜市救急医療センター指定管理者 業務の基準』
- 別添2 『横浜市救急医療センター平面図』
- 別添3 『横浜市救急医療センター指定管理者 応募書類様式集』

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成 27 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市救急医療センター（以下、随時「救急医療センター」と略します。）

### (2) 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日（10 年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市救急医療センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から横浜市救急医療センターの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231 - 0017 横浜市中区港町 1 - 1  
健康福祉局医療政策室医療政策課（市庁舎 7 階）  
電話 045 (671) 2972 Fax 045 (664) 3851  
E-mail [kf-kyukyusaigai@city.yokohama.jp](mailto:kf-kyukyusaigai@city.yokohama.jp)

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、横浜市救急医療センター条例（以下、「条例」といいます。）第 2 条に規定する以下の業務を実施します。

（詳細は、別添 1 『横浜市救急医療センター指定管理者 業務の基準』を参照してください。）

### (1) 夜間急病センター

夜間における急病患者に対する応急的な診療

### (2) 救急医療情報センター

救急医療機関及び救急医療に関する情報の収集及び提供

## 4 救急医療センターの概要

### (1) 施設の設置目的

救急医療センターは、「急病患者に対し診療を行い、及び医療情報を提供するため」に設置される施設です。(条例第1条)

### (2) 建物の概要

#### ア 所在地

横浜市中区桜木町1丁目1番地

横浜市健康福祉総合センター地下2階・地下1階・1階の一部、2～3階

#### イ 開館年月

昭和56年5月

#### ウ 規模等

(ア) 延べ床面積:3106.946 m<sup>2</sup> (横浜市健康福祉総合センター全体で13,175,54 m<sup>2</sup>)

※外部平面駐車場 221.3 m<sup>2</sup>

(イ) 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造

#### エ 建物内の入居施設・団体等

(ア) 横浜市社会福祉センター : 地下2階・地下1階・1階の一部、4階、5階、7階の一部及び8階～10階

(イ) 横浜市医師会 : 6階及び7階の一部

(ウ) 建物共用部分:ロビー(1階)、機械室等(地下2階、地下1階)、倉庫(地下1階)

### (3) 経費等

#### ア 指定管理料

救急医療センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します(予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。)。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容等に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

指定管理料上限額: 245,440,000円(金額は税込)

指定管理料=施設運営経費-施設運営収入

#### イ 施設運営収入（利用料金収入）

救急医療センターでは、利用料金制を導入するため、夜間急病センターの利用にかかる診療報酬（保険者負担分、被保険者一部負担金等）、及び診療以外にかかる利用料金は、指定管理者自らの収入とします。

診療にかかる利用料金以外は、条例の規定に基づき、指定管理者が市長の承認を得て金額を定めることができます。

なお、支払審査機関（診療報酬支払基金、国民健康保険組合連合会等）に対する請求権、受領権については、別途、必要な事務手続きを行います。

施設の患者数は、10年間を通じ年間平均23,976人と見込むものとします。

#### ウ 小破修繕

小破修繕が必要な場合は、1件あたり100万円（消費税含）未満を上限として指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。1件あたり100万円（消費税含）以上の修繕の場合は、市と別途協議すること。

#### （4）リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	市が見込む患者数に増減があった場合			○

	それ以外のもの		○	
管理運営 の中断・中 止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き、一件あたり)			100万円
利用料金 収入の増 減	診療報酬点数表の改定がなされ、医科平均で ▲2%を超える改定率となった場合 (ただし、+2%を超える場合は、指定管理 経費を減額する場合があります)	○		
	利用者の未収金並びに診療報酬審査機関、保 険者による返戻、査定決定があった場合		○	
	上記以外の場合		○	
利用者等 への損害 賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の 第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項 等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

#### (5) 救急医療センターの目的外使用

横浜市は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、救急医療センター内の 3 階研修室 (135.01 m<sup>2</sup>)、2 階会議室 (73.80 m<sup>2</sup>) について、平成 26 年 7 月時点で一般社団法人横浜市医師会に対して目的外使用許可をしています。

これらの部分については、平成 27 年 4 月 1 日以降に、救急医療センターとして管理する面積からは除外しています。

## 5 業務実施上の留意事項

### (1) 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 横浜市救急医療センター条例（昭和 56 年 3 月条例第 18 号）
- (ウ) 横浜市救急医療センター条例施行規則（昭和 56 年 5 月規則第 52 号）
- (エ) 医療法（昭和 23 年 7 月法律第 205 号）
- (オ) 健康保険法（大正 11 年 4 月法律第 70 号）
- (カ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月法律第 80 号）
- (キ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (コ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (サ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

### (2) 業務の基準・評価について

#### ア 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### イ 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### ウ 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

救急医療センターは、選定評価委員会による第三者評価を指定期間の 4 年目及び 8 年目にそれぞれ受審するものとします。

#### エ 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

### (3) その他

#### ア 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

#### イ 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

#### ウ 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者としてします。

#### エ 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

#### オ 事業の継続が困難となった場合の措置

##### ①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

##### ②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

す。

**カ 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置**

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

**キ 公租公課**

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

**ク 施設情報の定期的報告**

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基いて行います。

**ケ 災害等発生時の対応**

横浜市救急医療センターは、現段階では本市防災計画に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

**コ 廃棄物の対応**

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

**サ 自動販売機等について**

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

**シ 横浜市暴力団排除条例の遵守**

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

**ス 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施**

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

**セ 財務状況の確認**

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

## ソ AED（自動体外式除細動器）の導入について

指定管理者は、指定管理者の負担（指定管理料）においてAED（自動体外式除細動器）を導入し、適切な管理及び職員への十分な操作研修を行うこととします。

## タ その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

## チ その他

その他、記載のない事項については、市長と協議を行なうこととします。

## 6 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	9月3日（水）
イ 公募要項の配布	9月3日（水）～10月3日（金）
ウ 現地見学会及び応募説明会	9月10日（水）
エ 公募要項に関する質問受付	9月10日（水）～9月12日（金）
オ 公募要項に関する質問回答	9月17日（水）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	10月2日（木）～3日（金）
キ 審査・選定（面接審査実施）	10月中旬（予定）
ク 選定結果の通知・公表	10月下旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	12月中旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	平成27年3月上旬締結（予定）

### (2) 公募手続きについて

#### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市健康福祉局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成26年9月3日（水）から平成26年10月3日（金）

（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(イ) 配布場所：横浜市健康福祉局医療政策課（横浜市庁舎7階）

横浜市健康福祉局ホームページからもダウンロードができます。

URL：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/qc-koubo2/qc-koubo2.html>

#### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成26年9月10日（水）午後2時30分から午後4時まで

(イ) 開催場所：横浜市救急医療センター（1階待合ホール）

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、9月8日（月）午後5時（必着）までに、FAXまたはE-mailで「横浜市救急医療センター指定管理者応募説明会

参加申込書」(別紙1)を横浜市健康福祉局医療政策課にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

#### エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成26年9月10日(水)午前9時から9月12日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙2)を横浜市健康福祉局医療政策課にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

#### オ 質問への回答

回答方法：平成26年9月17日(水)(予定)に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

URL：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/qc-koubo2/qc-koubo2.html>

#### カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「6(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成26年10月2日(木)午前9時から平成26年10月3日(金)午後5時まで

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局医療政策課にご持参によりご提出ください(受付期間内必着)。

※提出先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
健康福祉局医療政策室医療政策課

### (3) 審査・選定の手続きについて

#### ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、横浜市救急医療センターの指定管理者として正式に指定されます。

## イ 選定委員会

(50音順)

氏名	備考
遠藤 淳子	日本公認会計士協会神奈川県会
おち とよこ	ジャーナリスト
恩田 清美	東京海上日動メディカルサービス株式会社 メディカルリスクマネジメント室 上席研究員
河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
林 宗貴	昭和大学藤が丘病院 救急医学科 教授

## ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

## エ 評価基準項目について

項目	審査の視点	配点
<b>1 団体の状況</b>		<b>15</b>
(1) 団体の理念・基本方針	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、救急医療センターの設置目的と合致しており、管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況が健全であり、指定管理業務を安定して行うだけの財政基盤を備えているか。	5
(3) 応募理由	施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5
<b>2 基本方針</b>		<b>5</b>
(1) 事業実施の基本方針	救急医療センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	5
<b>3 職員配置・育成</b>		<b>10</b>
(1) 職員の確保、配置及び育成に対する考え方	救急医療センターを運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置及び育成、研修についての考えや計画についての提案がされているか。	10
<b>4 施設の管理運営</b>		<b>40</b>
(1) 施設・設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全計画となっているか。	5
(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(3) 事故防止体制・緊急時の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
(4) 防災に対する取組	市防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5

	(5) 利用者の意見・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情への対応について、具体的な提案がされているか。	10
	(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	10
<b>5 事業計画</b>			<b>60</b>
	(1) 事業計画、事業展開	○夜間急病センター事業（30点） 診療体制の確保について、具体的な計画があり、他の医療機関への転送の方策などが示されているか。 ○救急医療情報センター事業（救急医療機関情報の収集・提供）（10点） 救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。 ○救急医療情報センター事業（小児救急電話相談）（10点） 看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。 ○その他救急医療センターで実施する事業（10点）	60
<b>6 収支計画及び指定管理料</b>			<b>20</b>
	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
	(2) 経費節減への取組	経費節減への取組に関する具体的な提案がされているか。	10
<b>7 前期の指定管理業務の実績</b>			<b>12</b>
	(1) 前期の指定管理業務の実績	各項目4点 ○夜間急病センター事業 ○救急医療情報センター事業（救急医療機関情報の収集・提供） ○救急医療情報センター事業（小児救急電話相談）	12
<b>合計</b>			<b>162</b>

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

#### オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL :

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/qc-koubo2/qc-koubo2.html>

- カ 指定管理者の指定  
横浜市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 26 年 12 月中旬予定）
- キ 指定管理者との協定締結  
「7 協定及び準備に関する事項」を参照

#### （4）応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を 1 部、写しを 10 部提出してください。なお、写しの書類のうち 9 部はファイル綴りとし、1 部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一してください。

- ア 指定申請書（様式 1）（横浜市救急医療センター条例施行規則 別記様式）
- イ 事業計画書（様式 2）
- ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）
- エ 団体の概要（様式 4）
- オ 申請団体役員名簿（様式 5）  
※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
- カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 6）
- キ 定款、規約その他これらに類する書類
- ク 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- コ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。
- サ 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」（直近 5 か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書になります。）
- シ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 7）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
- ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 8）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ソ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ※ 加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことにつ

- いての申出書」(様式9)を提出してください。
- チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)
  - ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「エ 団体の概要(様式4)」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

エー a 共同事業体の結成に関する申請書(様式4-2)

エー b 共同事業体連絡先一覧(様式4-3)

なお、応募書類の内、エ~ツの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

医療法に規定する診療所を設置できる、営利を目的としない法人(\*注)(以下「団体」といいます。)

※複数の法人が共同する共同事業体の場合は、全ての構成法人が資格を満たしていることとします。

(※注)

「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に関する留意事項について」

(平成15年11月21日 医政総第1121002号)

(一部省略)

#### 記

#### 1 地方自治法に基づき指定管理者に病院の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とすること。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・ 診療科名
- ・ 病床数及び病床区分
- ・ 地方公共団体に関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
- ・ 医療事故の場合の責任の所在・その他病院等の管理運営に関する重要事項

#### 2 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式5）」により、

横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式4-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

#### エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

#### キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

#### シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（別紙3）」を提出してください。

#### ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 7 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎは前年度に行うこととなるため、横浜市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者となる団体との間で契約を別途締結して実施します(平成27年3月31日までに実施)。

なお、引継ぎに要する費用等については、横浜市、現在の指定管理者及び次期指定管理者が協議のうえ決定します。

### (4) 指定候補者の変更

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団

体として横浜市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、一般競争参加停止及び指名停止を行います。